

## 千葉市告示第133号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により告示します。（指定番号 指-60）

令和5年2月21日

千葉市長 神谷俊一

### 1 形質変更時要届出区域

千葉市中央区川崎町14番1、16番、18番の各一部（別図1及び2のとおり）

### 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

（1）六価クロム化合物、シアン化合物、セレン及びその化合物、ふつ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

### 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

（1）六価クロム化合物、シアン化合物、セレン及びその化合物、ふつ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

### 4 その他

この告示により指定する形質変更時要届出区域は、土壤汚染対策法施行規則第58条第5項第12号イに該当する。

別図1



N  
別図2

